

令和元年11月15日

広島大学教職員組合執行委員長
中山 祐 正 様

広島大学理事（財務・総務担当）
山 田 道 夫

団体交渉事項に関する要求及び回答（回答）

2019（令和元）年11月8日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 2019年人事院勧告への対応について

（2）諸手当（住居手当）

（要求事項）

対象となる家賃の下限額12,000円をそのままの据え置きにし、（案）の通り改定した場合に不利益が生じる対象者へは現状通りの手当額を支給することを求めます。また、これらに関連して予めより組合員からの強い要望であるパート契約職員の宿舍入居について入居要件を緩和し可能にすることを求めます。

（回答）

対象となる家賃の下限額12,000円をそのまま据え置きにした上で、職員給与の改正（案）にあるとおり手当額の上限27,000円を28,000円に改正した場合、人件費の大幅な増額を伴うことになり、他の給与改正等に影響を及ぼす恐れが生じることから、慎重に検討する必要があると考えます。

よって、4月に向けた改正の中で再度説明したいと考えます。

また、パート契約職員の職員宿舍入居を可能とする入居要件の緩和については、同一労働同一賃金の対応と併せて協議を行わせていただきたいと思います。

（3）契約職員について

（要求事項）

常勤職員の本給額を単価決定の基礎としている契約職員への一時金の支給については、今後、一年限りの措置ではなく、恒常的な一時金支給が行われることを望みます。また外部資金雇用の契約職員への配慮も求めます。なお、支給実績の報告を4月中旬までに求めます。

さらに、別途、本給表の改定を求めます。

今後、働き方改革関連法に關係して「同一労働同一賃金」の対応も重要度が増します。パートタイム労働者や有期雇用労働者への公正な待遇確保も2020年4月から義務付けられます。つきましては時間給の職員に対しても6月、12月期の賞与支給の検討を求めます。

（回答）

人事院勧告による増額改定に伴う一時金の支給の可否については、当該年度の人件費の状況を踏まえて判断する必要があることから、その都度可能な範囲で提案させていただきたいと考えています。

給与が運営費交付金又は病院収入以外を財源として支払われている職員については、経費の制約もあると考えられることから、経理責任者が支給を許可した者に限り一時金を支給することとし、これまでと同様に配慮について依頼を行う予定です。

また、支給実績は、4月中旬までに報告したいと思います。

なお、契約職員の本給表の改定及びパートタイム契約職員への賞与の支給については、同一労働同一賃金の対応と併せて協議を行わせていただきたいと思います。

(4) 年俸制職員について

(要求事項)

ベースアップのある月給制職員との不公平感が無いように年俸制職員に対しても月給制職員と並行した対応を求めます。

(回答)

現行の年俸制職員は、各部局等が定める基準により評価された結果に基づき、人件費総額等を考慮の上、年俸額を決定する制度となっています。

月給制のように人事院勧告等を参考に基本給等のベースとなる額の増減を行うことを前提としていないことから、月給制職員と並行した対応を行うことはしていませんが、今後、月給制の処遇との調整が必要と大学が判断した場合には、本給の額の改定(増減)を行うことも考えています。

なお、現在、新たな年俸制の構築を検討しており、基本年俸は月給制の本給月額を基に設計しているため、人事院勧告への対応も可能と考えています。